本件事故当時、福島県（自主的避難等対象区域）で、歯科技工所を営んでいた申立人が、本件事故により営業損害を被ったとして、損害賠償を求めた事例。

和　解　契　約　書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人〇〇歯科技工所こと X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

１　和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目　　ア　〇〇歯科技工所における歯科技工士業に係る営業損害
（期　　間　自　平成２３年３月１１日
至　平成２４年３月１０日）
イ　弁護士費用

２　和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目アについての和解金として金４，９６３，２１０円、同様に前項の損害項目イの和解金として金１４８，８９６円、合計金５，１１２，１０６円の支払義務のあることを認める。

３　支払方法

（省略）

４　清算条項

第１項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

５　手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自１通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成２４年５月１８日

（仲介委員長　内田　実、仲介委員　関本隆史、同　飯塚孝徳）